

詳細情報	hH200331N0440		
掲載（所管）部局	子ども家庭局		
告示日	令和2年3月31日		
種別・番号	令和2年文部科学省・厚生労働省告示第1号		
件名	租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件		
告示資料	告示文	厚生労働省PDF	
制定・改正又は廃止される法令等	・租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成25年文部科学省・厚生労働省告示第1号）		クリック注
パブリックコメント	【案件番号：495190517】 「租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件」に関する御意見の募集について		
	意見公募手続を実施していません		
	提出意見数	- 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無 無 クリック

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベース」より削除された場合もありますので、ご注意ください。